

株式会社 ジャストプランニング 定款

平成 6年 3月 8日会社成立  
令和 7年 4月 28日改定

# 定 款

## 第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 ジャストプランニングと称し、  
英文では、JUST PLANNING INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ及び付属品の販売
2. コンピュータソフトウェアの開発及びその販売
3. 情報処理サービス並びに情報提供サービス
4. 各種イベントの企画及び運営
5. 飲食店経営
6. 業務用食材の販売並びに食材の宅配・通信販売
7. フードサービス関係のコンサルティング・各種調査・分析・プランニング
8. 店舗内装企画・設計・監理
9. 損害保険の代理業務
10. 投資事業組合財産の運用及び管理
11. 店舗開発事業
12. 債権管理回収業
13. 再生可能エネルギーを利用した発電、送電及び電力の販売、発電機械器具及びその関連製品の企画、開発、設計、製造、販売、施工及び保守
14. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
15. 中古品の売買、輸出入及び管理
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、72,000,000株とする。

- 2 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって

選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。

2 前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は30名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。

3 取締役会の運営その他の事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議によって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- 2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第31条 当社の監査役は10名以内とする。

### (監査役の選任)

第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

### (監査役の任期)

第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との

間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年2月1日から、翌年1月31日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第43条 当社は、毎年1月31日を基準日として、株主総会の決議をもって、株主または登録質権者に対して、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第44条 当社は、毎年7月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第45条 期末配当金及び中間配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

- 第1条 定款第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置）は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。
- 3 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。

以上は、株式会社ジャストプランニングの定款に相違ありません。

令和7年4月28日

株式会社ジャストプランニング  
代表取締役 酒井 敬